

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、あらゆるステークホルダー(利害関係者)に対し、企業としての社会的責任を果たすとともに、継続的に企業価値を高めていくために、経営責任の明確化と意思決定の迅速化、そして競争力の強化に努めております。

特に社会とのコミュニケーションであるタイムリーディスクロージャーについては、「当社の社会における存在価値を決めるもの」という認識のもとに、経営上の組織体制の整備や経営に対する監視機能の強化により、経営の透明性を高めることを最重要課題と考えております。

また、コンプライアンス及びリスク管理体制を含めた内部統制システムの整備・確立を通して、急激な経営環境変化に迅速に対応できる経営管理体制構築に向け積極的に取り組んでまいり所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は東京証券取引所JASDAQの上場会社として、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オートバックスセブン	498,800	24.19
増田 清高	259,900	12.61
坂本 裕二	196,900	9.55
牛田 恵美子	181,800	8.82
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	100,100	4.86
バッファロー従業員持株会	91,700	4.45
大野 健次	32,000	1.55
増田 照子	21,000	1.02
村田 年彦	18,700	0.91
松井証券株式会社	15,500	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井手 秀博	他の会社の出身者					△		△	○			
山口 乾	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井手 秀博	○		株式会社オートバックスセブン取締役常務執行役員、同常勤監査役を経て、株式会社オートバックス・マネジメントサービス代表取締役社長(現任)及び当社取締役(監査等委員)	当社のフランチャイズ本部である株式会社オートバックスセブンの子会社の取締役社長を兼任し、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけると判断したため選任しております。
山口 乾	○	○	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事名古屋支店長、株式会社ルートピア代表取締役社長を経て当社取締役(監査等委員)	企業人としての幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスを強化することが期待できると判断したため選任しております。また、同氏は独立性の高い立場にあり、一般株主との利益相反の生じるおそれはないものと判断できることから独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服します。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議して行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査等委員である取締役および有限責任監査法人トーマツは、相互に連携することにより、計画的な内部監査を実施することで、内部統制の効率性と有効性を高めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年6月23日開催の第35期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。本制度に基づき対象となる取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、定例報酬及び賞与のための報酬枠とは別枠で年額 20 百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において取締役の報酬総額の開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額に基づき、役位に応じた職責、会社業績、経営環境などを考慮のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の決議、監査等委員は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、管理本部及び店舗責任者等が必要に応じサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名並びに監査等委員である取締役3名の計8名で構成されており、監査等委員である取締役の内2名が提出日現在の会社法における社外取締役であります。

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、当社は執行役員制度（取締役による兼任を含め6名の執行役員）を導入しており、取締役の権限と責任を明確にし、経営の意思決定をより迅速に行うと同時に、より一層の経営体制の強化と経営の効率化を推進しております。

当社は内部監査組織として、社長直属の機関である内部監査室を設置しております。

また、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適正な情報の提供と的確かつ厳正な会計監査を受けております。

なお、当社は法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の法律事項については必要に応じてアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が図れるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	証券代行会社に集中日が想定される日付等を確認して、その日を避ける形で開催日を決定しております。なお、前年(34期)の株主総会は平成28年6月17日(金曜日)に開催いたしました。また、当年(35期)は平成29年6月23日(金曜日)に開催いたしました。
その他	当社のホームページに招集通知を掲載し、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化の一助としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	企業業績や最新の企業情報に関する説明会を年2回(中間・期末)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載内容は、有価証券報告書(四半期報告書含む)、決算短信(四半期決算短信含む)、決算説明会資料(中間・期末)、その他適時開示情報等であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内に設置しております。 (IR担当役員) 取締役兼執行役員管理本部長 日下部直喜 (IR事務連絡責任者) 管理本部経理次長 竹田誉志則	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価と社会的信頼を得るために、当社に関する重要な情報(決定事実、発生事実、決算情報等)の公正かつ適時・適切な開示を行うことを情報開示の基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の店舗から発生する廃棄物の処理につきましては、地域の方々にご迷惑にならないよう細心の注意をもって行っております。これに関しては主に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」などに定められており、これらの法律を遵守すべく関連マニュアルに基づく適正な処理の徹底に努めております。 また、使用済み自動車の再資源化等への取組みとして、平成17年1月に施行された「自動車リサイクル法」についても責任の一端を担う立場として役割を果たしていくなど、企業社会の一員として環境保全への取り組みの強化を図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のディスクロージャー資料については、情報開示日に当社ホームページに掲載しております。また、その他IR関係の資料についても、速やかに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システム整備のため、平成28年6月17日の取締役会において改定された、以下の内容の内部統制基本方針により体制を整備しております。

1. 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
- (2) 役員および従業員は、「バッファローコンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下でコンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
- (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を順守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- (4) 「内部通告制度」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。
- (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査する。
- (6) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
- (7) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- (2) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、取締役管理本部長の進言により、原則として代表取締役社長が「経営危機対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
- (3) 監査等委員会および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役会は、経営の基本方針を策定し、方針に沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- (3) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
- (4) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

5. 当社および子会社から成る企業集団(以下、当社グループという。)における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は子会社の経営内容を確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・ 当社は子会社に、子会社の営業成績、財政状態その他の重要な情報について報告を求める。また、必要に応じて、当社の取締役会に子会社の取締役または従業員が出席することを求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を期する。
 - ・ 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する体制を構築させる。
- (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は子会社に、その役員および従業員が「コンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - ・ 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
 - ・ 当社は子会社に、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
 - ・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通告制度」を利用する体制を構築させる。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
 - ・ 当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くことができる。従業員の人数、人選等については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議して決定する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議する。
- (2) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員が監査等委員会に報告するための体制
 - ・ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - ・ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)執行役員および従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ確に対応する。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2)子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または「内部通告制度」に基づく通報を行う。
- ・当社内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・「内部通告制度」における企業倫理責任者は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員会および取締役会に対して報告する。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

(2)監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(3)監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。

(4)監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「株式会社バッファロー コンプライアンスコード」において明記されている「反社会的勢力との関係断絶」の条項に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部を対応部門として、平素から所轄警察署、顧問弁護士等との協調関係を図ります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において特別な防止策というものの導入はしていませんが、財務体質を強化し、時価総額の上昇に努める等の一般的経営課題として検討中であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、カー用品並びに自動車関連サービスの販売会社としてトータルカーライフのサポートという社会的責任と公共的使命を全とうするために、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」並びに「内部通告制度」を制定し、役員を含む全社員の遵法意識向上に資しております。

また、金融商品取引法及び金融庁公布の基準等に則った「内部統制規程」並びに当社の経営に重大な影響を及ぼす虞のある危機が発生したときの対策について定めた「経営危機対策規程」を制定し、その整備・運用を実施しております。

情報セキュリティについては、当社が事業を遂行するに際して取扱う個人情報を適切に保護し、漏洩防止とその適切な利用等を図ることを目的として「個人情報保護規程」を定め、各部署・各店舗毎に「個人情報管理者」を任命し、全従業員におけるプライバシー・ポリシーの周知徹底及び店頭ポスターにより公表を行うなど、個人情報の安全管理の強化に取り組んでおります。

また、役職員のインサイダー取引防止策として「内部情報管理規程」を制定し、これに基づく管理体制のもと内部情報の保護と関係者以外への漏洩防止対策を図っております。

店舗営業に伴う廃棄物の処理、有害物の取り扱い、ピット作業における事故発生、店舗敷地内でのその他の事故の発生等に係る事項について、継続的な監視を実施しております。具体的には営業本部等が実施する徹底した店舗巡回指導（概ね年間4回）、内部監査室による通常監査、抜打監査及びオートバックスフランチャイズ本部からの各種指導等、リスク管理体制の強化に努めております。

これらの取り組みにより、法令や企業倫理の遵守意識をこれまで以上に浸透させ、誠実かつ公正な事業展開を推進してまいります。

【適時開示体制の概要】

<適時開示に係る基本方針>

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で取り組んで参る所存であります。

<会社情報の適時開示に係る社内体制>

当社では、重要な情報の管理及び適時開示の責任者として情報取扱責任者を設置しており、当社の重要な情報は、情報取扱責任者のもとに集約する体制になっております。

1. 決定事実

当社における重要な業務執行については取締役会において決定しております。情報取扱責任者には取締役管理本部長がなっており、決定事実については常に把握しております。

2. 発生事実

当社における重要な発生事実については、各部署の長を重要事実の管理責任者としており、重要な発生事実が発生した場合には管理責任者より速やかに、代表取締役社長および情報取扱責任者に報告することとなっております。

3. 決算情報

当社の決算情報については、管理本部が主管部門として決算情報のとりまとめと作成を行い、最終的に取締役会において決定しております。

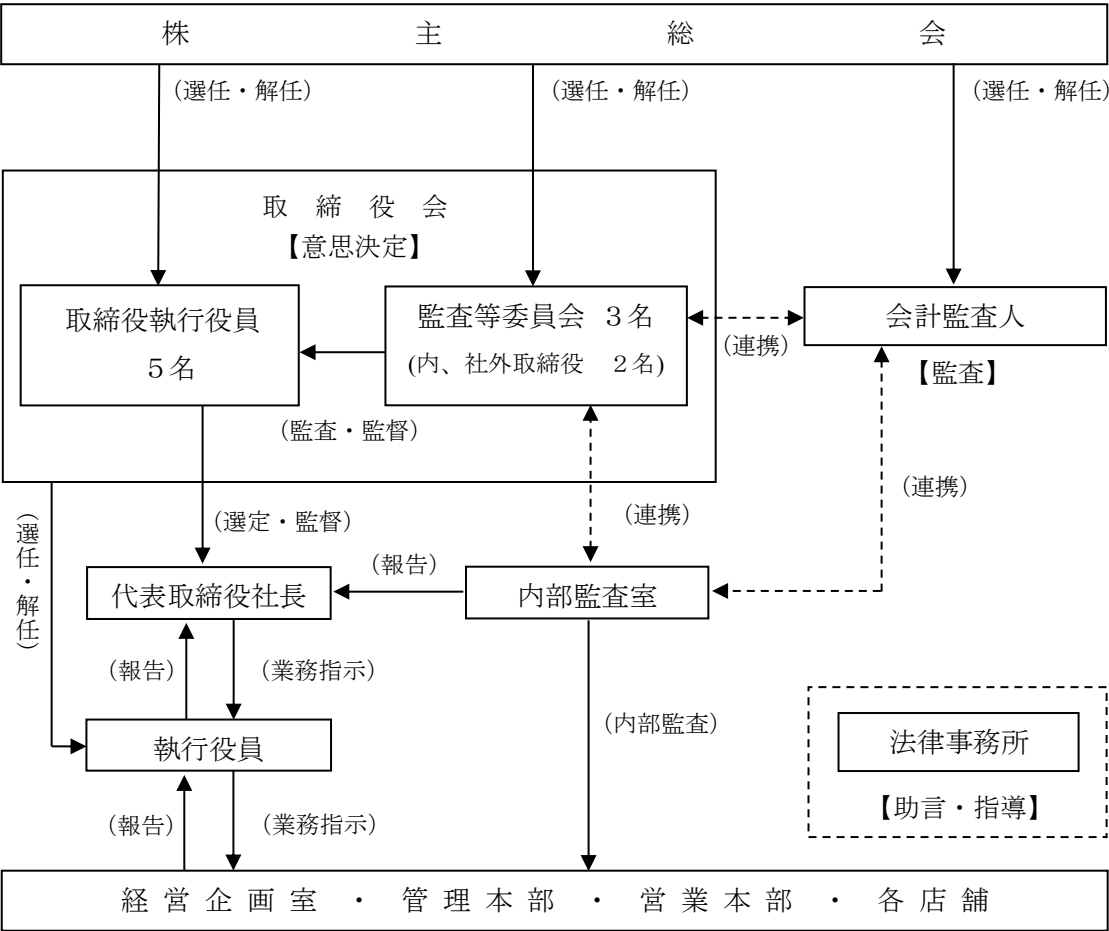
4. 情報取扱責任者は情報の信頼性を確認した上で関連法令及び上場規則等に則って開示情報か否かの審査を行い、該当情報の場合は情報開示担当者への指示により情報開示されます。

5. 適時開示が必要とされた情報については、決定事実と決算情報については取締役会による決定後、発生事実については代表取締役および情報取扱責任者が確認の後、速やかに情報開示担当者より公表手続きを行います。

なお、内部取引者の未然防止を目的に、適時開示までの間における重要事実の取扱いについては、当社「内部情報管理規程」を準用し、内部者取引の禁止の徹底を図るとともに情報の管理に万全を期しております。

コーポレート・ガバナンス体制

(平成 29 年 6 月 28 日現在)



情報開示体制

(平成 29 年 6 月 28 日現在)

